

就学前教育・保育施設の利用定員設定に関する考え方の見直しについて

1. 教育・保育施設の利用定員設定における「子ども・子育て会議」の役割

- ・大東市子ども・子育て会議の所掌事務は、
 - ①子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
 - ②大東市次世代育成支援対策行動計画に関する事項
 - ③その他子ども・子育て支援に関する事項についての調査審議に関する事務と定められています。
- ・「子ども・子育て支援法」第72条では、第31条の規定に基づき、市町村長は**特定教育・保育施設の利用定員を定める場合、「子ども・子育て会議」等の合議制の審議会で意見を聴くこと**とされています。

2. 本市における現在の就学前教育・保育施設の利用定員設定の考え方

令和2年12月開催の「大東市子ども・子育て会議」により、本市においては、就学前教育・保育施設の利用定員設定について、以下のようなルール付けを行っています。

- ①実際の入所児童数が認可定員を**恒常的に下回る施設**については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できる。ただし、新たな利用定員は**実利用人数の見込数を下回らない**こととする。
- ②施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う
- ③「恒常化」の期間は、**概ね3年間（小規模保育事業所は2年間）**とする

3. 就学前教育・保育を巡る状況

- ・本市においても少子高齢化が進展する中で、**就学前児童数は引き続き減少する見込み**
- ・過去3年間、4月当初の就学前人口は前年比で平均150人減少
- ・令和7年度の施設入所率72.9%を勘案すると、施設利用者は毎年110人減少
➡定員1人あたり0.044人減少（定員90人の施設では $90 \times 0.044 \div 4$ 人減少/年）
- ・これまでのような中長期的な視点ではなく、**短期的な視点に立った見直しが必要**

4. 大阪府内の各自治体の定員設定の考え方について

- ・令和7年12月に府内自治体へ照会➡28自治体から回答
- ・**3自治体**（茨木、東大阪、高石）を除き、利用定員の減員について協議を受け付け
- ・**3自治体**（泉佐野、羽曳野、四條畷）が過去の複数年度の実績を元に協議
- ・多くの自治体において、利用定員減員の相談があった場合、利用状況を確認しながら、減員後の利用定員が利用者数を下回らないよう協議を行っています。

5. 利用定員変更に関する見直し

- 令和2年12月に開催された「大東市子ども・子育て会議」において、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の定員変更に関するルール見直しを行いました。就学前人口の減少が進行する中、今後についても保育所等の安定的な運営を確保するため、利用定員変更に関する考え方を以下の通り見直します。

(1) 利用定員減員に関する考え方

現 行	見直し案
<p>【保育所・認定こども園】 実際の入所児童数が認可定員を恒常的に下回る施設については、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できる。ただし、新たな利用定員は実利用人数の見込数を下回らないこととする。恒常的の期間は概ね3年間とする。</p>	<p>変更の申出のあった前年の1月～12月の実際の入所児童数の平均が利用定員を下回り、今後も下回る見込みの場合、市と事前協議を行い、待機児童の状況や周辺施設の入所状況を鑑み、実利用人数の見込数を下回らない人数で定員を設定するものとする。</p>
<p>【小規模保育事業所】 過去2か年の上半期（各年度の4月～9月）の平均在園児数が新たに設定する利用定員を下回っている場合、定員の見直しを行うことができることとする。ただし、新たな利用定員は原則として実利用人数の見込数を下回らないこととする。</p>	

(2) 利用定員増員に関する考え方

現 行	見直し案
<p>【保育所・認定こども園・小規模保育事業所】 施設利用率が年間平均で120%を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

(3) 変更の時期

現 行	見直し案
<p>【保育所・認定こども園・小規模保育事業所】 変更は年度末に一括して行う</p>	<p>変更なし</p>